

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録（1）： 明治期の事例

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄移民研究センター 公開日: 2018-11-13 キーワード (Ja): 外交史料館, 外務省記録, 沖縄県出身移民, ハワイ, 大城兼義, 明治期 キーワード (En): 作成者: 石川, 友紀 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/37286">http://hdl.handle.net/20.500.12000/37286</a>

## 外交史料館所蔵沖縄県出身移民の外務省記録(1) ——明治期の事例——

石川友紀

- I. はじめに
- II. 沖縄県出身移民の外務省記録
- III. おわりに

キーワード：外交史料館，外務省記録，沖縄県出身移民，ハワイ，大城兼義，明治期

## I. はじめに

外務省外交史料館は東京都港区麻布台1丁目に所在する。1971年(昭和46)4月に開館し、今年(2017年)で46年目を迎えた。本館には外務省が永久保存している外務省記録等が歴史的資料として大量に保管し保存され、学者・研究者を始め、マスコミ関係者を含め、国内外の一般の人々にも広く利用されている。筆者も開館当初から沖縄県を含む日本(人)移民関係史料を探索し、数多く利用し、活用してきた。

外務省外交史料館の案内書にはその概要として、次のように記されている。「外交史料館は、わが国外交において歴史的価値のある記録文書を保存管理し、利用に供するとともに、外交史料の編さんを行う外務省の施設です。所蔵する特定歴史公文書等には、「戦前期外務省記録」(約48,000冊)を中心とする幕末から第二次世界大戦終結までの記録と、保存期間を満了した外務省の行政文書のうち、歴史的価値があるとして受入れた戦後期の外交記録文書があります。」また、同館では毎年『外交史料館報』を発刊し、最新号としては1917年(平成29)3月編集発行の第30号があり、バックナンバーを含め、これまでの研究成果等の発表を行っている。

本稿の目的は、膨大な同館史料の中から収集した沖縄県出身移民関係資料を紹介し、若干のコメントを付し、移民の基礎資料を提供することである。その対象は近代史として、第二次世界大戦前までの移民関係史料に絞る。なお、同史料館には未発見の県移民関係史料も多々あると思われるので、今後研究者等による同館での史料の発掘を期待したい<sup>1)</sup>。

## II. 沖縄県出身移民の外務省記録

### 1. 県出身移民関係史料の一部

外務省記録としての外交史料館所蔵史料は、日本全体を対象としたものであり、目録のカード件名には道府県別の名称の付されたものは少ない。しかし、現物の簿冊にあたり、その中身を見ると、道府県別に一括されたものがあり、県出身移民関係史料をみつけだす

ことができる。そのためには丹念に各冊に当たる必要がある。しかし、その膨大な史料に逐一あたるということは、時間が許せば可能であるが、短い滞在期間の調査ではそれもかなわず、県移民史料のありそうな簿冊にあたることにした。その結果、史料調査初期において10数冊の現物より、以下のような貴重な移民史料の発掘を行った<sup>3)</sup>。

- ①沖縄県初回布哇移民の渡航者名簿と契約者（27人、森岡 真取扱、明治33年）。
- ②沖縄県第二回布哇行自由移民の渡航者名簿（帝国殖民合資会社取扱、明治36年）。
- ③移民取扱業務代理人の採用許可出願書類（沖縄県関係は當山久三と比嘉昌輝、帝国殖民合資会社業務代理人関係、明治37年）。
- ④メキシコ国エスペランザス第一回移民の名簿（202人、全員沖縄県出身、東洋移民合資会社取扱、明治37年）。
- ⑤仏領ニューカレドニア島行契約移民の渡航許可人名簿（沖縄県移民、東洋移民合資会社取扱、明治38年）。
- ⑥移民取扱業務代理人の許可出願書類（沖縄県関係は徳田弥太郎・鮫島佐太郎・大嶺武一・渡嘉敷通昆・金城 弘、皇国殖民合資会社業務関係、明治40年）。
- ⑦英領大洋島行移民の名簿（沖縄県移民を含む100人、日本殖民合資会社取扱、明治41年）。
- ⑧本邦移民関係雑件（沖縄県移民の昭和2～3年のあり、昭和8年）。

以上の8点の外務省の沖縄県関係史料は、これまで知られていたものもあるが、その大部分は始めて目に触れるものであり、移民研究にとって実に価値のある資料ばかりである。とくに、「海外旅券下付表」を検索して、沖縄県から各移民先国への初回や初期に渡航した移民の氏名・族籍・続柄・年齢・渡航目的・契約期限などが渡航者名簿から数多く判明した。当時県には20以上もの移民会社が存続していた頃の移民取扱業務代理人の実態が、同出願書類等により明らかとなった。

昭和戦前期の⑧の本邦移民関係雑件の中から県移民史料には、第17回（昭和3年3月）と第19回（昭和5年2月）の県初等教育研究会施行要項とともに、第17回同研究会資料作成のため、沖縄県と同県女子師範学校附属小学校から外務省宛の以下の公文書が含まれていた。「出移民ニ関スル資料調査方依頼ノ件」（昭和2年7月23日付）、外務大臣から在外公館長宛の「沖縄県移民ニ関スル領事ノ所感寄贈方依頼ノ件」「出移民ニ対スル研究資料御提供御願ヒノ件」（昭和2年8月1日付）。そして、同資料には引き続き各国領事館から外務大臣宛の沖縄県移民に関する各領事の所感報告があり、その写しが調査依頼先の沖縄県と同県女子師範学校附属小学校宛へ送られ、現地の官僚の県移民に対する見解が示されている。なかでも、在マニラ帝国総領事ダバオ分館齋藤副領事の所感報告書（昭和2年9月21日付）がフィリピン・ダバオ在留の沖縄県移民に差別問題として受け取られ、現

地はもちろん県内においても当時大きな社会問題となった経緯が、地元新聞の切抜資料とともに残されている。

## 2. 県出身移民の明治期の事例

### ①ハワイへの県初回移民、出発直前の状況

沖縄県から初回ハワイへの契約移民は1899年(明治32)12月5日に那覇港を出帆し、日本本土へ向かった。同年12月30日に外国船チャイナ号で横浜港から出航した。翌1900年(明治33)1月8日にホノルル港に到着した。

外務省記録にはハワイ到着後の県初回移民の一連の公文書が残されている。明治期の同公文書の重要と思われる箇所を取り上げ、その内容を紹介する。以下も同様であるが、公文書の原文を読み易くするため、句読点を付した。

#### 「移民契約認可の件」

明治33年1月18日起草岩谷、同年1月29日発遣平井、外務省通商局長より在ホノルル総領事代理あて。

東京府下移民取扱人森岡眞ト其地出稼契約移民仲田安七外二十六名トノ間ニ締結シタル書面契約ニ対シ、認可ヲ与へ候旨ヲ以テ、別紙契約書写並ニ移民名簿各通相添へ、沖縄県庁ヨリ報告有之候ニ付、右及御送付候条御査収相成度此段申進候也。

この公文書は日本外務省通商局よりハワイの在ホノルル総領事代理へ宛てたものである。その内容は移民取扱人森岡 眞とハワイ出稼契約移民仲田安七ほか26名との間に締結した書面契約に対し認可を与えた。別紙の契約者の写しと移民名簿を、沖縄県庁より報告があったのでご送付するので、ご査収願いたい、とのことである。

#### 「移民ニ関スル書面契約認可ノ件報告」

今般移民取扱人森岡眞ヨリ提出セシ移民ニ関スル書面契約ニ対シ認可致候。尤モ移民ハ総テ同一条件ヲ以テ契約致候ニ付、別紙契約書写貳通及御送候。其他取調書相添此段及報告候也。

明治三十二年十二月三日

沖縄県知事男爵 奈良原繁 ⑨

外務大臣子爵 青木周蔵 殿

同公文書は移民取扱人森岡 眞より提出された移民に関する書面契約に対し、沖縄県知事奈良原繁が認可した報告書である。契約書の写し2通と取調書を添えている。

「契約書、布契沖壱号、明治三十二年」写<sup>3)</sup>。

移民仲田安七義布哇ニ於テ農業労働ニ就クノ目的ヲ以テ、該国ニ渡航スルガ為メ、左記二名ヲ保証人ニ立、移民取扱人森岡眞ニ申込み、取扱人ハ之ニ応シ其渡航ヲ周施スルニ付、互ニ左ノ条項デ契約ス。

第一条 取扱人は移民ノ旅券下付ノ出願其他渡航ニ必要ナル諸般ノ周施ヲナシ、尚該移住地ニ於テハ移民取扱人森岡眞、熊本移民合資会社、海外渡航株式会社ノ三社ノ連合ニ成レル日本移民協会ノ名義ヲ以テ、諸般ノ事務ヲ監督セシメ、其業務ニ就ク事ヲ周施セシムヘシ。但労働ニ就クノ方法ハ右日本移民協会差函ニ従フヘシ。

第二条 移民ハ一ヶ月ノ内廿六日間就業シ、一日就業時間耕作地ニ於テハ十時間、製造場ニ於テハ十二時間トス。但場合ニ依リ日中休息シ、夜間労働ニ従事スル事アルヘシ。

第三条 雇主より移民ニ支払フヘキ賃金ハ男子ヲ一名ニ付一ヶ月米貨金拾五弗、女子ハ同拾弗トシ、就業の日より之を給ス。若シ前条定時外三拾分以上労働スル時ハ一時間ニ付男子ハ拾仙、女子ハ七仙ノ割合ヲ以テ増賃ヲ支払フヘシ。

第十四条 保証人ハ移民ノ品行方正ヲ保証シ、其一身上ノ出来事ニ関シテハ総テ其責ニ任シ、前条ノ場合ニ於テ其金額ヲ取扱人ヨリ請求スル時ハ、速ニ償還スルノ連帯義務ヲ有スルモノトス。

第十五条 移民ハ契約年限中短期生命保険ヲ付スルモノトス。

第十六条 此契約ハ締結ノ日ヨリ効力ヲ有シ、其期限ハ雇主ト移民トノ契約当日ヨリ起算シ、満三ヶ年間トス。

以上ノ条件相互ニ確守スルノ証トシテ、契約書貳通ヲ製シ、取扱人ト移民ト各自壱通ヲ所持スルモノナリ。

明治三十二年十二月二日

東京市京橋区山城町四番地

移民取扱人 森岡 眞

沖繩県国頭郡金武間切金武村四百九十二番地 移民 仲田安七

明治五年十二月廿四日生

沖繩県国頭郡金武間切金武村四百九十二番地 保証人 仲田常助

沖繩県国頭郡金武間切金武村四百九十七番地 保証人 伊芸平八

これは沖縄県からハワイへの契約移民第1号として、移民取扱人森岡 眞と書面契約を交わした仲田安七の契約書の写しである。その全文をみると、仲田はハワイ国（当時王国）へ農業労働に従事する目的をもって、移民会社とみなされる森岡 眞に2名の保証人を立て、契約移民として渡航を申し込んだいきさつがよく判る。

契約書は全16条（第4条—第13条省略）からなり、1899年（明治32年）12月2日付の契約日となっているが、同年12月5日に那覇港を初回ハワイ移民が出帆しているため、その3日前の書面契約となっている。ハワイのサトウキビ耕地等での契約移民の最大の関心事である契約条件が、第2条と第3条にみられる。第2条は移民の労働条件で、1か月のうち26日間就業し、その時間は耕作地で10時間内、製造場（サトウキビ工場）で12時間である。第3条は、雇主（白人経営のプランテーション）より移民に支払うべき賃金は、男子1名につき1ヵ月米賃金15弗、同女子は10弗であり、超勤手当もある。

「沖縄県知事宛 通商局長」

明治32年12月25日起草岩谷、同年同月27日発遣主任諸井、外務省通商局より沖縄県知事あて。

貴県で布哇出稼移民仲田安七外二十六名ト移民取扱人森岡眞トノ間ニ締結シタル契約ニ対シ認可ヲ与ヘ候旨、本月三日付特甲第二百三十三ヲ以テ、移民名簿一通添へ、御報告御次第度、右ハ予テ及御手配付置ク移民事務取扱ニ関スル公文集巻中第三十四号第四項ニ掲載ノ通り、移民名簿ハ二通ヲ要スル義ニ付、仰御一通至急御送付次第度、此段申進候也。

1899年（明治32）12月27日付外務省通商局長より沖縄県知事あての公文書である。その内容はハワイ出稼移民仲田安七ほか26名と移民取扱人森岡 眞との間に締結した契約に対し、外務省として認可する。そのため、至急移民名簿1通を送付してほしい、とのことである。

「外務省通商局長宛 沖縄県知事」

明治33年1月17日接受、主管通商局平井。用紙：沖縄県第12号。

客年十二月廿七日付第一二三二号ヲ以テ、移民名簿送付方之件ニ付、御申越了解。即チ名簿壹通及御送付候条、御願度候次第度候也。

明治三十三年一月十日

沖縄県知事男爵 奈良原繁 ④

外務省通商局長 杉村濬 殿

1900年（明治33）年1月10日付沖縄県知事より外務省通商局長あての公文書である。その内容は昨年12月27日付移民名簿送付方依頼があり、了承し、名簿1通を送った。

「移民名簿」（省略）

同名簿は沖縄県から外務省へ提出された「海外旅券下付表」による移民名簿である<sup>4)</sup>。ハワイへの初回移民27名が個人別に、次の8項目の順に記載されている。契約番号・認可年月日・族籍職業・氏名・年齢・労働種類・搭載スヘキ船名・横浜出帆予定日。次に筆頭の仲田安七の事例をあげておく。

布契約第一号・明治三十二年十二月三日・平民農・仲田安七・廿三年一ヶ月・耕作・チャイナ号・十二月三十日。

## ②外務省記録「日本殖民株式会社業務関係雑件」上巻，1903年（明治36）簿冊

「移民取扱代理人許可申請ニ付上申」

管下移民取扱人日本殖民株式会社取締役社長瀧信四郎ヨリ沖縄県島尻郡小禄間切宇栄原村七番地平民戸主大城兼義ヲ内地各府県ニ於ケル業務代理人ニ採用致度趣ヲ以テ、別紙ノ通り許可申請候処、同人ハ熊本移民合資会社ノ業務代理人タルコトヲ御許可相成候者ニ有之候間、身分上ノ取扱ヲ省キ、願書進達致候条、何分ノ御詮議相成度此段上申候也。

明治三十八年九月十四日

神奈川県知事 周布公平 ㊤

外務大臣伯爵 桂太郎 殿

この文書は1905年（明治38）9月14日付で、神奈川県知事周布公平より外務大臣桂太郎へ送った沖縄県島尻郡小禄間切宇栄原村の大城兼義に関する移民取扱代理人の許可申請書である。その内容は移民取扱人日本殖民会社取締役社長の瀧信四郎より、別紙の通り大城兼義の業務代理人の許可申請がなされている。彼を内地各府県における業務代理人に採用したいが、すでに熊本移民合資会社の業務代理人として許可されている。ついでには彼の身分上の取扱いを省き、願書の申請だけで詮議していただきたい。

「大城兼義からの代理人許可願」<sup>5)</sup>

代理人許可願

沖縄県島尻郡小禄間切宇栄原村七番地平民 大城兼義

明治四年六月式拾五年生

右大城兼義ヲ以テ、移民取扱人日本殖民株式会社ノ内地各府県ニ於ケル業務代理人ニ任用致度候間、御許可被成下度、別紙代理ニ関スル条件書、身分証明書及履歴書相添へ、此段奉願候也。

追テ本人財産上ニ関スル書類ハ、当会社ニ於テ一切相引致テ自筆候。

明治三十八年九月十一日

横浜市太田町壱丁目拾四番地

日本殖民株式会社取締役社長 瀧信四郎 ㊤

外務大臣伯爵 桂太郎 殿

この公文書は1905年(明治38)9月11日付けで、横浜市太田町1丁目に本社のある日本殖民株式会社取締役社長の瀧信四郎より外務大臣桂 太郎へ送られた大城兼義自筆の代理人許可願である。本書により大城兼義は沖縄本島島尻郡小禄間切宇栄原村7番地に戸籍があり、身分は平民で、1871年(明治4)6月25日生まれであることが判明した。その内容は彼を日本殖民株式会社の内地各府県の業務代理人に任用していただきたく、別紙の代理ニ関スル条件書、身分証明書、履歴書を添えてご許可をお願いしたい、とのこと。

「代理ニ関スル条件」

沖縄県島尻郡小禄間切宇栄原村七番地平民 大城兼義

明治四年六月式拾五日生

右大城兼義ニ対スル移民取扱人日本殖民株式会社ノ業務代理人ニ関スル条件左ノ如シ。

- 一 日本殖民株式会社カ取扱フベキ移民渡航ノ周施及移民募集ノ代理ヲ為ス事。
- 一 日本殖民株式会社カ行政庁ニ対シ、差出スベキ移民渡航、其他ニ関スル諸願伺届ニ署名捺印ノ代理ヲ為ス事。

右ノ通ニ候也。

明治三十八年九月十一日

横浜市太田町壱丁目拾四番地

日本殖民株式会社取締役社長 瀧信四郎 ㊤

この公文書は1905年(明治38)9月11日付けで、日本殖民株式会社取締役社長の瀧信四郎より外務省へ送った大城兼義の業務代理人としての2項目の代理に関する条件である。その内容は(1)日本殖民株式会社が取扱うべき移民渡航の周施及び移民募集の代理、(2)日本殖民株式会社が行政庁に対し、差し出すべき移民渡航その他に関する請願・伺・届に署名捺印の代理を行うことである。

「大城兼義の履歴書」(抄録)

履歴書

沖縄県島尻郡小禄間切宇栄原村七番地戸主平民 大城兼義

明治四年六月廿五日生

- 一. 明治廿一年三月, 沖縄尋常中学校ニ入学シ, 同廿四年三月三学年修業候事。
  - 一. 明治廿六年二月, 沖縄神学講習所ニ入学シ, 同廿九年三月同所課程ノ学科ヲ卒業候事。
  - 一. 明治廿九年四月, 定住伝道者ノ証状ヲ付与セラレ, 月棒金拾四円ヲ給セラレ, 伝道ノ職ニ従事, 同三十年九月退職致候事。
  - 一. 明治三十二年九月臨時沖縄県土地整理事務局助手養生所ニ入学シ, 同三十三年三月同所課程ノ学科ヲ卒業候事。
  - 一. 明治三十三年三月助手ヲ拝命シ, 月棒金拾貳円付与セラレ候事。
  - 一. 明治三十三年三月測量課勤務ヲ命ゼラレ候事。
  - 一. 明治三十三年九月月棒金拾四円ヲ給セラレ候事。
  - 一. 明治三十三年十二月事務格別勲励ニ付為, 其賞金貳拾六円ヲ付与セラレ候事。
  - 一. 明治三十六年八月計算課兼務ヲ命ゼラレ候事。
  - 一. 明治三十六年十月御用済ニ付, 助手ヲ免セラレ候事。
  - 一. 明治三十六年十月在職中事務格別勲励ニ付為, 其賞金壹百貳拾五円給与セラレ候事。
  - 一. 明治三十六年十二月東京交誼社ノ同志者員ト相成候事。
  - 一. 明治三十七年四月小禄倶楽部会ノ幹事ニ保举セラレ候事。
  - 一. 明治三十七年十月小禄間切立女子実業補習学校実業協議員ヲ囑託セラレ候事。
  - 一. 明治三十八年三月熊本移民合資会社ノ業務代理ノ許可ヲ得候事。
- 右之通りニ候也。

明治三十八年八月廿二日

右 大城兼義 ⑩

同上の履歴書は大城兼義本人自筆によるもので、日本殖民株式会社業務代理人採用の条件として提出されたものである。彼の学歴は1891年(明治24)3月沖縄尋常中学校を3年間で修了し、1896年(明治29)3月沖縄神学講習所を3年間で卒業した。また、彼

の職歴は 1896 年 4 月定住伝道者、1900 年 (明治 33) 3 月臨時沖縄県土地整理事務局助手に採用、1903 年 (明治 36) 8 月同局計算課兼務を命ぜられたが、同局廃止によるものか、同年 10 月助手を免ぜられた。1903 年 12 月東京交誠社同志者員、1904 年 (明治 37) 4 月小禄俱樂部会幹事、同年 10 月小禄間切立女子実業補習学校実業協議員囑託、1905 年 (明治 38) 3 月熊本移民合資会社業務代理人となった。なお、同履歴書には詳細に月棒 (月給) や賞与 (ボーナス) の金額も記されている。

「大城兼義に関する証明願」

証明願

沖縄県島尻郡小禄間切字栄原村七番地、戸主、平民 大城兼義。

明治四年六月廿五日生。

- 一. 瘋癲白痴ノ者ニ無之事。
- 二. 公権ヲ剥奪セラレタル者ニ無之事。
- 三. 公権停止中ノ者ニ無之事。
- 四. 破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ、又ハ身代限ノ処分ヲ受ケタル事  
無之事。

右証明被成下度奉願候也。

明治三十八年八月廿二日

右 大城兼義 ㊟

小禄間切長赤嶺亀助殿

右証明ス

明治三十八年八月廿二日

小禄間切長 赤嶺亀助 ㊟

この公文書の内容は、大城兼義に関し、小禄間切長の赤嶺亀助が以下の 4 項目のないことを証明している。すなわち、瘋癲白痴の者、公権を剥奪された者、公権停止中の者、破産もしくは家資分散の宣告を受け、または身代限りの処分を受けた者のないことである。

「大城兼義の戸籍謄本」(抄録)

大城兼義 本籍地沖縄県島尻郡小禄間切字栄原村七番地。前戸主大城三良。明治貳拾六年拾壹月八日願済改良。戸主大城兼義、族籍平民、前戸主トノ続柄大城三良長男、父大城三良、母オタ長男、出生明治四年六月貳拾五日、戸主ト為リタル原因及ビ年月日、父三良隠居ニ因リ明治參拾七年拾貳月壹日戸主ト為ル。同日届出同日受附。

戸籍登録者の妻ウシ, 祖母カメ, 長女マウシ, 長男倫(樽), 二男正義, 三男信, 二女レイ, 妹ウシ, 弟亀, 叔父亀の詳細は略す。

右膳本ハ戸籍ノ原本ト相違ナキコトヲ認証ス。

明治参拾八年八月貳拾貳日

小禄間切戸籍吏 赤嶺亀助

「外務省通商局御中 日本殖民株式会社」

拜啓 本月一日付ヲ以テ、当会社業務代理人大城兼義許可願書提出ノ処、同人ハ既ニ本年三月熊本移民合資会社業務代理人トシテ御許可相成居リ候者ニ付、特別ノ御詮議ヲ以テ、至急許可書御下附被成下度此段奉願候也。

明治三十八年九月十九日

去ル十六日既ニ難ナクテ済二十日発遣。(外務省)

これは1905年(明治38)9月19日付けで、日本殖民株式会社より外務省通商局あてに発送された大城兼義に関する許可願書提出の公文書である。この内容は同年3月熊本移民合資会社業務代理人の許可を受けているので、特別の詮議をもって至急許可書の下付をお願いしたい、とある。

「移民取扱人代理人許可通知ノ件」

明治三十八年九月十六日起草高瀬, 明治同年同月廿日発遣主任。

神奈川県知事周布公平殿 石井通商局長。

本月十四日付中甲第八六号ヲ以テ、進違相成候貴管下移民取扱人日本移民株式会社ヨリ沖縄県平民大城兼義ヲ内地ニ於ケル業務代理人ニ採用方出願ノ件、本日許可相成候ニ付、別紙指令書茲ニ及回送候条、交付方可然御取計相成度此段申進候也。

(別紙指令書添付ノ事)

同上の公文書は移民取扱人代理人について、外務省通商局内で、担当の係・主任・局長が目を通し、石井通商局長より神奈川県知事周布公平へあてた許可通知である。その内容は1905年(明治38)9月14日付けで申請のあった日本殖民株式会社の業務代理人として大城兼義の採用を許可する。

「指令案」

明治三十八年九月十六日起草高瀬, 明治同年同月二十日発遣主任藤田, 外務

次官。

明治三十八年九月十一日付願沖縄県平民大城兼義ヲシテ内地ニ於テ業務代理ヲ為サシムルノ件許可ス。

明治三十八年九月二十日

外務大臣

日本殖民株式会社取締役社長 瀧信四郎

(六月廿二日官報掲載)

③外務省記録「日本殖民合資会社仏領ニューカレドニア移民取扱一件」第1巻, 1911年(明治44)簿冊

「仏領ニューカレドニア行移民出発ノ件報告」保三六一〇号, 明治四十四年五月拾参日接受, 通商局第三課。

日本殖民合資会社ノ取扱ニ係ル仏領ニューカレドニア行契約移民参百六拾名ノ内熊本県民百五拾名, 沖縄県民百九拾弐名, 計参百四拾弐名, 本月六日無事長崎港ヲ出発致候為, 御参考此段及報告候也。

追テ沖縄県民ハ始メ弐百拾名ノ予定ナリシモ, 中拾八名減少シタルハ, 体格検査ニ合格セサリシモノ拾名, 運送船ノ出帆マテニ渡航許可証到達セサリシ者八名アリシ為ニ, 有之此段申添へ候也。

明治四十四年五月十日

長崎県知事 犬塚勝太郎 ㊟

外務大臣侯爵 小村寿太郎 殿

この公文書は1911年(明治44)5月10日付けで, 長崎県知事犬塚勝太郎より外務大臣小村寿太郎への仏領ニューカレドニア行移民が出発した時の報告である。その内容は日本殖民合資会社取扱いの仏領ニューカレドニア島行き契約移民342人が渡航した。すなわち, 熊本県出身移民が150人, 沖縄県出身移民が192人であり, 10月6日無事長崎港を出発した<sup>6)</sup>。

つけ加えるに, 今回の同島行きの契約移民の予定は360人であったが, 当初予定の沖縄県移民210人のうち18人が減少した。その理由は体格検査に合格しなかった者が10人, 運送船の出港までに渡航許可証が到達しなかった者が8人みられた。

「ニューカレドニア島到着の電報」

シドニー発(明治)四十四六月一日后三, 一〇

本省着同年同月同日午後五、三〇

小村外務大臣 齋藤総領事 第一三号

今回「ニューカレドニア」ニ渡航シタル移民三百四十二名ハ五月二十六日到着し、二日間ノ検査ヲ経タル後、悉皆無事労働地ニ赴キタル旨、三穂領事官補ヨリ電報ニ接セリ。

これは当時最も早い通信手段であった郵便局の電報による公文書であり、オーストラリアのシドニー局から発信して3時間20分後に東京の外務省に届いている。齋藤総領事より小村外務大臣あての文面は、今回ニューカレドニア島に契約移民342人が1911年5月26日に到着し、2日間の入国の検査に合格したのち、全員が無事労働地に赴いた旨、三穂領事官補からの電報で知らされた。

「移民目的地へ到着通知ノ件」

明治四十四年六月二日起草小林、同年同月三日發遣通商局第三課主任、主管通商局長。

決第四八五六号、通商局長心得

沖繩熊本両県知事宛

日本殖民合資会社ノ取扱ニ係ル仏領「ニューカレドニア」島行契約移民ヲ掲載シタル八幡丸ハ客月六日長崎港ヲ拔錨シ、同月廿六日同島「ヌメヤ」港ニ到着シ、二日間ノ検査ヲ経タル後悉皆無事労働地ニ赴キタル旨、在シドニー帝国総領事ヨリ電報ニテ報告有之候条、此段及通知候也。

この公文書は外務省通商局長心得より沖繩・熊本両県への知事あて、契約移民が無事目的地へ到着し、同島の労働地へ向かったとの報告である。その内容は日本殖民合資会社の取扱いによる仏領ニューカレドニア島行契約移民を乗せた八幡丸は1911年（明治44）5月6日に長崎港を出航し、同月26日に同島ヌメヤ港に到着した。2日間の検査を経たのち全員無事労働地に赴いた旨、在シドニー帝国総領事より電報で報告があった。

「汽船八幡丸仏領ニューカレドニア島移民輸送報告書 外務省御中」

明治四拾四年七月參日接受、通商局第三課。

明治四拾四年七月一日

汽船八幡丸船長 佐久間喜三郎 ㊟

拝啓 本船義明治四十四年五月六日長崎出帆、仏領ニューカレドニア島移民輸送に際し、同地島上警察署を通して御下命相成り候。右輸送報告並ニ船内

衛生に関する船医の報告，別冊式通御送付也旨，留御査収相成度候也。頓首

これは日本殖民合資会社取り扱いの仏領ニューカレドニア島行き契約移民を乗せた八幡丸の船長佐久間喜三郎が，外務省へ送った詳細な報告書の前書きである。その内容は八幡丸は1911年（明治44）5月6日に長崎港を出帆し，仏領ニューカレドニア島に到着した。同地島上警察署の許可を受けたが，航海中の輸送報告並びに船内衛生に関する船医の報告として，別冊2通を送付するのでご査収下さい。以下，原典の一部を記載する。

「報告書」

- 一．船種船名：汽船八幡丸
- 一．船舶番号：第七千六百六拾四号
- 一．船籍港：越前国南條郡河野村
- 一．総噸数：四千三百六拾噸貳四
- 一．登録噸数：貳千七百參噸參五
- 一．船舶所有者ノ住所及氏名：越前国南條郡河野村字河野第二号拾五番地右近権左エ門
- 一．船長氏名住所及海技免状ノ種類：広島県沼隈郡鞆町字鍛冶町，甲種船長佐久間喜三郎
- 一．発航地名及其年月日：長崎港，明治四拾四年五月六日
- 一．到達地名及其年月日：仏領ニューカレドニア島ヌメア港，明治四拾四年五月貳拾六日午前拾壹時四拾分

△報告スベキ事実ノ顛末

今般本船義日本殖民合資会社ノ募集ニ係ル仏領「ニューカレドニア島」ニ於ケル「ラズレイテ・デ・オーフルノー・ド・ヌメア会社所有ノ鉦山ニ出稼スル移住民參百四拾貳名，長崎港ヨリ該島ヌメア港ニ運送契約成立シタル為，明治四拾四年四月貳拾八日長崎港ニ入船。（中略）尚ホ本日本船乗組員全部ヲ上陸セシメ，当港消毒所ニ於テ身体及其被服ノ消毒及種痘等ヲ受ケ，且ツ一面船内客室等ノ消毒ヲ受ケタリ。

同年五月六日早朝ヨリ当港水上警察署警部部長等数名ノ巡查ヲ率ヒ，本船ニ臨乗セラレ，客棚，便所，洗面所，啖壺等衛生上ニ関スル検査ヲ受ケタリ。

同日午前九時半ヨリ移民本船ニ乗り始め，午後五時全部搭乗ス。其乗込ミタル移民総員參百四拾貳名，内熊本県人百五拾名ト沖縄県人百九拾貳名ナリ。外ニ便乗旅客トシテ該移住民雇主代表者仏国人 M. Pelleties 壱名，及同移民付添監督トシテ渡航セラル難波徳四郎夫婦ノ參名トス。合計乗客数參百四拾

五名。

付テハ本日当水上警察官ノ保護上ニ関スル尽力ト本船々員ノ協力両リ相俟テ、該移民乗船ニ際シ、周到ノ注意ト十二分ノ監督力行届キタル為メ、格別ノ混雜ヲモ認メズ、更ニ障害等ヲモナク、予想外無事平穩ニ全員ノ乗込ヲ了セリ。然ルニ本船ハ総テ出港準備整ヒ、同日午後六時〇分長崎港ヲ解纜、仏領ニューカレドニア島ニ向フ。(後略)

△航海日誌ノ概況ヲ左ニ記載ス

同七日天候半晴、午後ニ入り曇、雨トナル。風位不定ノ輕風、海上平穩。気圧三〇・一五乃至三〇・一八ヲ昇降ス。温度華氏六拾四度乃至七拾五度ヲ昇降ス。正午位置東經百參拾壹度拾六分、北緯參拾度四拾貳分。

同日午前八時拾貳分鹿兒島灣東側ナル佐多岬灯台ニ並航ス。同拾時十八分種子島大川鼻ニ並航ス。之ヨリ船ハ東經百四拾五度、北緯拾四度付近ニアル「マリアナ」群島ノ内「ロタア」島ト「ガアー吉安」島ノ水路ヲ通過ノ目的ヲ以テ、針路羅盤南東微南ニ定メ、太平洋上ニ向進ス。

八幡丸の航海日誌は長崎港を出航後、1911年(明治44)5月7日より開始され、ニューカレドニア島ヌメア港到着の5月26日まで、20日間の航海とその後上陸、帰航まで実に詳細に記されている。以下、沖縄県出身移民を含めた乗客について記述されている箇所を取り上げてみる。

本日(5月9日)早朝ヨリ風呂ヲ沸シ、沖縄県人ヲ全部入浴セシメ、前日ト同様健康診断ヲ行フ。但シ昨今両日ノ健康診断ニ依テ、数名ノ病人アリタルモ、概シテ花柳病及感冒患者ナリ。

同(5月)拾八日天候晴、東南東ノ輕風。海上平穩。気圧三〇・〇二乃至三〇・〇九ヲ昇降ス。温度ハ八拾四度乃至八拾五度昇降ス。正午位置東經百五拾貳度參拾分、南緯壹度卅一分。航走哩数貳千五百拾四哩。本日午前貳時參拾分頃赤道ヲ通過ス。本日赤道ヲ通過シタル祝トシテ、船ヨリ乗客ニ対シ、「ビスケット」及氷等ノ接待アリ。其他異常ナシ。

同(5月)貳拾六日天候午前參時頃ヨリ雨降り来リ、同拾時半頃晴天トナリ、風位不定ノ輕軟風。海上平穩。気圧三〇・二〇乃至三〇・二四ヲ昇降ス。温度七拾參度乃至七拾六度を昇降ス。午前九時五拾分ヌメア港水先人乗船ス。同拾時〇七分 Tabur 礁灯台ヲ左舷ニ並航ス。同拾時〇八分 Amedore 島灯台ヲ右舷ニ並航ス。同拾時廿二分黒浮標ニ並航ス。同拾壹時四拾分ニ「ヌメア」港ニ到着錨泊ス。

午後参時四拾分乗組員及乗客全部港則檢疫ヲ受ケ、異状ナシ。該航海中乗客(移民)ノ有病者ノ病状及総テ其健康状態ハ船内医師ノ報告書ニ委シク記載スル如ク、比較的佳良ノ結果ヲ得タルモノナリ。

本日本船入港スルト同時ニ、当地ニ御出張アリシ在「シドニー」日本領事官臨セラレシモ、末檢疫中ニシ陸上ト交通厳禁ナリシ為メ、船乗ヲ受クル能ハズ、只舷側ニテ航海中ノ状況等ニ付キ、一場ノ尋問アリ。直ニ退船セラル。

仏領ニューカレドニア島到着の日、1911年5月26日天候は午前3時頃より雨が降り始めたが、午前10時半頃には晴天となった。風は不定の軽軟風であり、海上は平穏である。午前11時40分にヌメア港に到着した。同日午後3時40分乗組員及び乗客全員が船内で港則による檢疫を受けたが、異常はなかった。また、本船が入港と同時に、当地に出張してきていたオーストラリア・シドニーの日本領事官がみえていたが、本格的な檢疫がまだだったので、彼を乗船させず、舷側で航海中の状況等を二、三尋問しただけで退船された。

### Ⅲ. おわりに

以上、外務省外交史料館所蔵の沖縄県出身移民の外務省記録(1)として、明治期の史料を紹介し、若干の解説を加えてきた。同史料は外務省が永久に保存してきている幕末から第二次世界大戦終結までの外交記録文書の一部である。同史料館には戦後期から現在までの外交記録の公文書も保有管理されている。なかでも、近代史としての明治・大正・昭和戦前期における日本人の移民史関係史料が膨大な量残されているので、同史料館は移民研究者にとっては史料の宝庫と言っても過言ではなからう。

本稿で取り上げた沖縄県出身移民の外交記録は、筆者が40年以上にわたり外交史料館で現物の簿冊より書き写したり、複写してきた史料の一部である。その内容は県出身移民の明治期の史料の事例で、1900年(明治33)1月ハワイへの県初回移民出発直前の状況、1905年(明治38)9月移民取扱代理人許可申請の大城兼義に関する同業務代理人の件、1911年(明治44)5月日本殖民合資会社による仏領ニューカレドニア島行契約移民輸送船八幡丸の報告の件である。

本稿執筆の様式は生の移民史料をそのまま記述したが、読み易くするために句読点を付した。外交史料館の史料の検索には第二次世界大戦前に関するものとしては、『外交史料館所蔵外務省記録総目録』第1巻・第2巻・別巻(1992年'93年発刊、原書房)が役に立つ<sup>7)</sup>。同史料館の移民関係史料の発掘を地道につづければ、沖縄県出身移民の未発見の史料がみつかる可能性も大きい。今後、引きつづき大正期・昭和戦前期における外務省記録としての県出身移民の公文書を探し求め、移民史料として公開できればと考えている。

## 注

- 1) 筆者の提案としては、最初に外務省外交史料館の沖縄県出身移民関係史料の目録作成を急ぐべきであると考え。そのため、県を中心に関係当局者は同史料館（東京在）へ史料調査員を派遣し、移民史料の目録作成と同時に複写に取りかかるべきである。その結果、県移民関係史料の集積により、母県のみならず、移民先国側における過去118年間の移民の実態を明らかにすることができる。なお、詳細は石川友紀（1977）「外務省外交史料館を訪ねて——日本出移民関係資料の宝庫——」『雄飛』第34号，pp.62-66，沖縄県海外協会を参照してほしい。
- 2) 移民研究の先進県である沖縄県においては、沖縄本島を中心に周辺離島を含め、ほとんどの市町村から海外への移民がみられる。現在でも現地の海外移民と出身母市町村との交流がつづいていて、市町村史誌の一卷として移民・出稼ぎ編の刊行がつづいている。1992年（平成4）6月発刊の『国頭村海外移民史』で外務省外交史料館所蔵の「海外旅券下付表」を利用してきて以来、すでに20以上の市町村で移民・出稼ぎ編が発刊されている。
- 3) ハワイにおける県初回移民小橋川半吉の契約書の全文が1899年（明治32）12月2日付けのものとして『沖縄県史』第7巻に掲載されている。石川友紀（1974）「第3章海外移民の展開」『沖縄県史』第7巻・各論編6，移民，pp.216-218，沖縄県教育委員会を参照。
- 4) 本ハワイ初回県移民の名簿は公表されたものがいくつかみられるが、次の文献が参考となる。沖縄県立図書館史料編集室（1992）『沖縄県史料』近代5。移民名簿I，pp.4-7，渡航者名簿，沖縄県教育委員会。
- 5) 沖縄県出身の大城兼義に関する日本本土に本社をもつ移民会社の業務代理人に関しては、次の論文に詳細に記述されている。花木宏直（2013）「明治中～後期の沖縄県における移民会社業務代理人の経歴と属性」『沖縄地理』第13号，pp.4-9，沖縄地理学会。
- 6) 石川友紀（2007）「フランス領ニューカレドニアにおける日本人移民——沖縄県出身移民の歴史と実態——」『移民研究』第3号，pp.69-88，琉球大学移民研究センター，を参照してほしい。
- 7) 外務省外交史料館編著（1992）『外交史料館所蔵外務省記録総目録』第1巻，戦前期，明治大正篇，原書房，456頁。同上（1992）『同上』第2巻，戦前期，昭和戦前篇，368頁。同上（1993）『同上』別巻，戦前期，索引・参考資料篇，121頁。

（いしかわ とものり・琉球大学名誉教授・地理学）